

「自転車安全利用の5つのルールを知ろう！」

■自転車は「くるまの仲間」です！交通ルールを守って安全・安心な走行をしましょう！

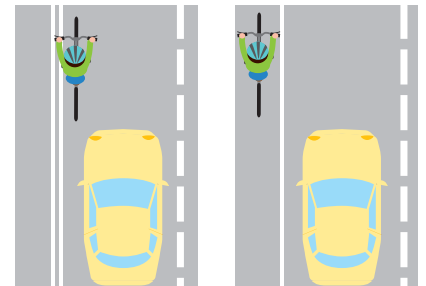
ルール① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

◆自転車はくるまの仲間

自転車は、自動車と同じ「くるま（軽車両）」と位置づけられています。

◆車道通行が原則、歩道は例外

歩道と車道の区別のあるところでは、車道の左端を通行するのが原則です。



歩行者専用路側帯
(白線2本)

路側帯
(白線1本)

ルール② 車道は左側を通行

◆車道を通行する場合は、左端に沿って通行しなければいけません。

◆白の1本線の路側帯を通ることができますが、白の2本線の路側帯は、歩行者専用なので通れません。

ルール③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

◆歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行



この標識がある歩道を通行することができます。ただし、車道寄りの部分を徐行（すぐに停止できる速度で進む）し、歩行者の通行をさまたげようなどときは、一旦停止し、自転車から降りて歩いて歩きましょう。また、次の場合は、この標識がなくても自転車は歩道を通行することができます。

◇自転車を運転している人が・・・13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人

◇道路工事や連続した駐車車両などのために、車道の左側部分が通行しにくい場合

◇交通量が多く、車道の幅が狭いなどのために、車道を安全に通行することが出来ない場合

◇自転車道や自転車専用通行帯があるところではそこを通行します。



グリーンベルトは通学路の安全対策のためのものであり、自転車専用通行帯ではありません！歩行者がいるときは自転車は、車道の左側を通行しましょう。



ルール④ 安全ルールを守る

◆二人乗りの禁止

二人乗りはしてはいけません。

※16歳以上の運転者が幼児用座席を設けた自転車を運転する場合は、幼児用座席に6歳未満の者を1人に限り乗車させることができます。



◆信号に従う

信号機のあるところでは、その信号に従わなければいけません。

「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機がある場合は、その信号機に従わなければなりません。青信号が点滅してからの横断は、危険ですのでやめましょう。



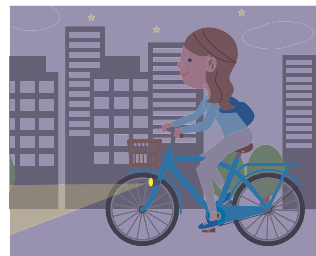
◆並進の禁止



この標識があるところ以外では、2台以上で横に並んで走ってはいけません。前の自転車と安全な距離をとって、1列で走るのが原則です。

◆夜間はライトをつける

夜間はライトをつけなければいけません。また、尾灯、反射器材の付いていない自転車には、夜間乗ってはいけません。

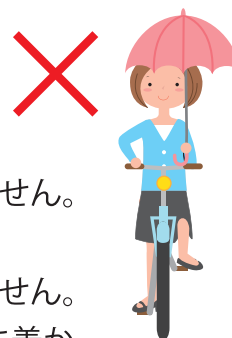


◆止まれ この標識があるところでは、一度止まって、安全を確認してから通らなければいけません。

◆〇〇ながら運転の禁止

両手でハンドルを確実ににぎって運転しましょう。

傘さしや携帯電話の使用による〇〇ながら運転はしてはいけません。



◆交差点や踏切での安全確認

交差点や踏切を渡るときは、一時停止をして安全を確認しなければいけません。

◆自転車の点検

自転車に乗る前には点検をし、悪い箇所があったら整備しなければいけません。ブレーキがこわれていたり、サドルにまたがったときに、両足先が地面に着かないような自転車に乗ってはいけません。

ルール⑤ 子どもはヘルメットを着用

子どもはヘルメットを着用

安全のためヘルメットを着用するようにしましょう。

※特に13歳未満の子どもが自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶるようにしましょう。

次のような乗り方も大変危険！！

- 手ばなし運転
- ゲタ・サンダルばき運転
- 荷物などをハンドルにかけての運転
- ジグザグ運転・競走
- ヘッドホンを使用しながらの運転
- 道路のななめ横断



自転車は**バランスをくずしやすく、不安定な乗り物**です。
これらの**危険行為・迷惑行為**は、絶対にやめましょう！

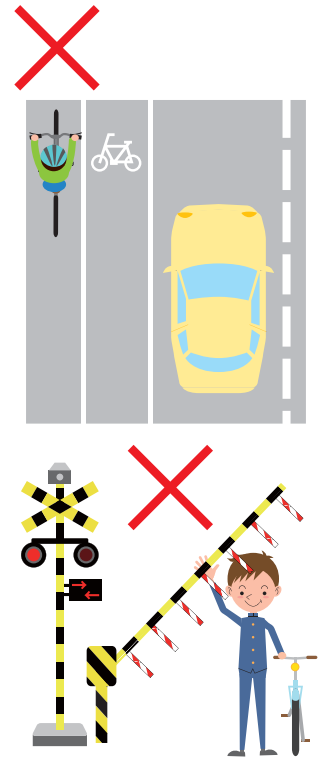


知らなきゃ怖い！ 平成27年6月1日 道路交通法の改正

平成27年6月1日の道路交通法の改正により、自転車の安全対策が大きく変わりました。主に自転車の交通ルール違反や自転車での悪質な運転者への対策強化が盛り込まれており、自転車の運転者（適用されるのは14歳以上）に対して「自転車運転者講習」受講義務の対象となる14項目の危険行為が定められました。違反者は、3年以内に2回以上の危険行為を繰り返すと、自転車運転者講習（講習時間3時間、講習手数料5,700円）を受講しなければなりません。受講命令に従わなかった場合は、5万円以下の罰金が課せられます。

<危険行為（14項目）>

1. 信号無視
2. 通行禁止道路（場所）の通行（道路標識などで自転車の通行が禁止されている道路（場所）を通行すること）
3. 歩行者用道路での歩行者妨害（自転車の通行が認められている歩行者用道路を通行する際、歩行者に注意を払わず徐行しないで通行すること）
4. 歩道通行や車道の右側通行等（歩道を通行したり、道路の右側を通行すること）
5. 路側帯通行時の歩行者妨害（自転車の通行できる路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行すること）
6. 遮断踏切立ち入り（遮断機が閉じている、閉じようとしている又は警報器が鳴っている踏切に立ち入ること）
7. 左方車優先妨害・優先道路車妨害等（信号のない交差点などで左からくる車両や優先道路などを通行する車両の進行を妨害し、交差点に入るときに徐行しないこと）
8. 右折時、直進車や左折車への通行妨害（交差点を右折するときに直進や左折しようとする車両等の進行を妨害すること）
9. 環状交差点での安全進行義務違反等（環状交差点で交差点内の車両の進行を妨害したり、交差点に入るときに徐行しないなど）
10. 指定場所一時停止違反（一時停止標識を無視して交差点に進入したり、交差道路を通行する車両の進行を妨害すること）
11. 歩道通行時の通行方法違反（歩道の車道寄りの部分や通行指定部分を徐行しなかったり、歩行者の通行を妨害しそうなのに一時停止しない違反）
12. 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転（ブレーキ装置がなかったりブレーキが利かない又は壊れた自転車を運転すること）
13. 酒酔い運転（酒に酔った状態で自転車を運転する行為）
14. 安全運転義務違反（ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、また他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転すること）
※傘さし運転や携帯電話・スマホ等を操作しながらの運転で事故を起こした場合も安全運転義務違反になることがあります。



危険な行為をする自転車利用者への対策が厳しいものとなっています！
中学生でも14歳以上の人が対象となります。

